子ども・子育て関連３法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、関係法律の整備法）の概要

（　　）は、国の子ども・子育て会議における主な論点

幼保連携型認定こども園

満3歳以上の子どもに教育･保育を一体的に行う施設
教育基本法6条1項に規定する法律に定める学校
児童福祉法7条1項に規定する児童福祉施設

入園資格　満3歳以上の子ども、満3歳未満の保育を必要とする子ども
設 置 者　国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみ（NPO、**株式会社は不可**）
設置認可　**都道府県知事**（設置･運営基準等は都道府県が条例で定める）
職　　員　園長、**保育教諭**を置き、副園長その他必要な職員を置くことができる
（幼稚園教諭普通免許を有し、かつ保育士資格を有する者）

※既存の幼稚園・保育園からの移行は義務づけない

住　民

○ 満３歳以上の就学前子ども
○ 満３歳以上の就学前子どもで保育を必要とするもの
○ 満３歳未満の就学前子どもで保育を必要とするもの
の保護者

市町村による
○ 情報提供、相談
○ 利用調整
○ 利用のあっせん

1　保育の必要性の認定

【認定の内容】
○ 教育・保育給付を受ける資格を有すること
○ 就学前子どもの区分
3歳以上・教育のみ:1号
3歳以上・保育を必要とする：2号
3歳未満・保育を必要とする：3号
○ 保育を必要とする場合、月単位の保育必要量

※内閣府令で定める有効期間内(3年)に限り有効

教育・保育給付の受給資格認定申請

教育・保育給付の受給認定 申請から30日以内

4　地域型保育事業

教育･保育施設

認定こども園
- 幼保連携型
- 幼稚園型
- 保育園型
- 地方裁量型

保　育　園　　幼　稚　園

施設型給付を受けない私立幼稚園
私学助成
就園奨励

地域型保育事業（0～2歳児）

小規模保育	利用定員が６人以上19人以下の施設で保育を行う
家庭的保育	厚生労働省令で定める家庭的保育者の居宅で満３歳未満の乳幼児保育を行う
居宅訪問型保育	乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う
事業所内保育	事業主が労働者の監護する小学校就学前の子どもを保育

※民間保育所においては現行どおり委託費による支払

施設型給付費　　地域型保育給付費

2　確認制度
3　公定価格

施設型給付費･地域型保育給付費の支給
内閣総理大臣が定める額（公定価格）から利用者負担額を引いた額

※やむを得ない理由により、支給認定前に教育･保育または地域型保育を受けたときは、『特例施設型給付』『特例地域型保育給付』を支給する

6　事業計画

市町村子ども･子育て支援事業計画　※５年ごと
○年度ごとの教育･保育施設に係る必要利用定員総数
○地域型保育事業所の必要利用定員総数
○その他の教育･保育の量の見込み･提供体制の確保の内容･実施時期
○年度ごとの地域子ども･子育て支援事業量の見込み･提供体制の確保の内容･ 実施時期
○教育･保育の一体的提供･推進に関する体制の確保の内容

意見

子ども･子育て会議（条例による設置、努力義務）
または子どもの保護者、子ども･子育て支援に係る当事者

協　議

都道府県

都道府県子ども･子育て支援事業計画
※５年ごと

都道府県
子ども・子育て
会議

市町村

5　地域子ども･子育て支援事業

地域子ども･子育て支援事業
○ 地域子育て支援拠点事業　○ 一時預かり事業
○ 病児･病後児保育事業　○ 延長保育事業
○ 放課後児童健全育成事業　○ 妊婦健康診査事業
○ 乳児家庭全戸訪問事業　○ 養育支援訪問事業